静岡市長田屋内遊び場整備運営事業　公募型プロポーザル

質問回答書

2026年10月30日　回答

No.	質問事項	回答
1	本施設は、保育士や子育て支援コンシェルジュ等の専門職による相談・支援を主たる目的とする子育て支援施設ではなく、こどもが主体的に遊ぶことを主目的とした屋内遊び場施設であるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本施設は、こどもが主体的に遊ぶことを主目的とした屋内遊び場です。
2	要求水準書 p5 「インクルーシブな施設」ユニバーサルデザインの考え方に関連して、現状の2階へのアクセス方法は階段のみとなっております。施設の性質上、まちづくり条例などを考慮した提案が必要でしょうか。	静岡県福祉のまちづくり条例に配慮した提案を求めますが、既存施設の活用を前提としており、追加の設備等の設置を義務付けるものではありません。
3	①要求水準書p9では「施工技術者は原則として建築（総合）、電気設備、機械設備の分野ごとに配置すること」とされているが、p10の資格要件からは施工主任技術者の項目が削除され、様式第5-5号もなくなっている。電気設備・機械設備の施工技術者の配置は必要か。必要な場合、資格・雇用の要件はあるか（下請会社の技術者でもよいか）。 ②統括代理人は、現場代理人又は主任（監理）技術者と兼任できるか。	①施工技術者の配置は必須としません。建設業法に基づき、必要な技術者を配置してください。 ②可とします。
4	要求水準書　P10 配置技術者(ア)～(エ)は、有資格者の1名が兼務しても良いでしょうか。	可とします。
5	共同企業体協定書の様式（別添2-1 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）、別添2-2 共同企業体協定書（乙型）、別添2-3 共同事業体協定書）は、どこで入手できるか。	別添２-１特定建設工事共同企業体協定書（甲型）、別添２-２共同企業体協定書（乙型）及び別添２-３共同事業体協定書は、本市ホームページの本事業掲載ページに掲載しています。
6	要求水準書　第２章　事業概要 １　事業概要－（３）改修対象範囲 用途変更に伴う法適合改修の対象施設および改修内容についてご教示ください。	用途変更に伴う関係法令の確認や法令適合改修は本業務に含みます。
7	①確認済証・検査済証は現存するか（サウンディング回答6では、建築当初の用途は「不明」とされている）。 ②検査済証がない場合、用途変更の確認申請の前に必要となる既存建築物の法適合状況調査（国土交通省ガイドラインによる調査）の費用と期間は、事業者の負担と考えてよいか。 ③サウンディング回答2で「平面詳細図をプロポーザル公募時に公表予定」とされた床暖房の設置範囲は、どこで確認できるか（図面集に記載が見当たらない）。	①、②旧長田保健センターについては、事務所の用途で検査済証が発行された記録があり、検査済証発行時における法適合は確認されておりますが、その後の修繕等により建築物の状況が変更されていることから、既存建築物の法適合状況調査は必要となります。また、当該調査にかかる費用は事業者負担とし、期間は整備期間に含めます。 ③旧長田保健福祉センターには床暖房は設置されていません。
8	①用途変更に伴う既存不適格の是正及び防火区画の見直しは、屋内遊び場の部分に限ると考えてよいか（併設の体育館部分を含むか）。 ②自動火災報知設備・防排煙設備など、複合施設で一体となっている消防用設備の改修が体育館部分に及ぶ場合、その費用は本事業の整備費に含まれるか。	①事業者提案の内容により、併設する長田体育館等に影響が及ぶ場合、既存不適格の是正及び防火区画の見直しが必要になり、当該費用は事業者負担となります。 ②本事業に伴い、消防用設備の改修が体育館部分に及ぶ場合、その費用は本事業の整備費に含みます。
9	企画提案書の提出前に、応募予定の施工企業及び設備工事協力企業を同行させ、既存建物の追加現地調査を実施することは可能でしょうか。特に、天井裏、機械室、分電盤、設備配管経路等の確認が可能かどうか、また、追加調査の申込方法及び実施条件についてご教示ください。	企画提案書の提出前に、追加の現地調査を行うことを可とします。日程等は個別に調整します。
10	工事着手後、既存図面や事前調査資料から合理的に予見することが困難な建物・設備の劣化、漏水、配管の不具合、アスベスト等が判明した場合、その対策に必要な追加工事費及び工期の変更について、市との協議による変更契約の対象となりますでしょうか。また、その場合の費用負担及びリスク分担の考 え方をご教示ください。	アスベストの調査と対応は、業務に含みます。 その他は、市との協議による変更契約の対象とし、その際の費用負担及びリスク分担は、原則として市が負うものとします。
11	①一部実施済みとされるアスベスト調査の結果（調査範囲、含有の有無、使用建材）を示されたい。 ②構造計算書は残っているか（図面集の構造図は部材リストの抜粋のみで、サウンディング回答5では耐荷重は「不明」とされている）。	①別紙参考資料「アスベスト試験成績表」のとおり ②構造計算書はマイクロフィルムで保管されていることから、事業契約後、構造計算書の必要となる部分を提供します。

12	解体範囲→天井をスケルトン（天井版を撤去しコンクリートスラブむき出し+コンクリート面にじかに塗装）、構造壁以外のコンクリート壁（構造図があれば）の撤去は可能でしょうか。	可とします。
13	ファサード一部の仕様変更（シートで色を変える）、またはサインや照明を追加することは可能でしょうか。	可とします。
14	水回りを変更（トイレの配置換えなど）を行う場合、コンクリート床に新規に開口（下階の天井に配管）することは可能でしょうか。	構造安全性を確認したうえで、可とします。
15	①本事業の支払は令和9年度に行うとされているが、契約（令和9年2月上旬予定）時の前払金（約款第35条）と、出来高に応じた部分払（約款第38条）は受けられるか。前払金の請求時期は令和9年4月以降となるか。 ②設計費の部分も前払金・部分払の対象になるか。設計完了時に設計費の支払を受けることはできるか。 ③契約締結時までの物価上昇は提案額に見込むこととされているが、契約後の物価変動には約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）が適用されるか。	①静岡市建設工事請負契約約款第35条及び第38条の規定に基づき、前払金及び部分払を請求することができますが、令和９年４月１日以降に請求することができます。 ②設計費についても前払、部分払の対象となります。また、設計完了時においても、出来形に基づく部分払の対象となります。 ③契約締結後の物価変動については、静岡市建設工事請負契約約款第26条を適用します。
16	契約保証金については理解しましたが、市側の支払い条件を教えてください。通常の設計では、契約時に第一回目の支払いがあります。	質問No.15のとおり
17	要求水準書　第２章　事業概要 ９　ICT整備 予約受付/管理システムやHP・SNSの運用に関わる費用は、管理運営経費に含まれるという認識で合っていますか。 また、予約システム構築費用や、HP制作費用は、設計施工の費用に含めてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。予約受付・管理システム及びホームページ・SNSの運用に係る費用は、管理運営経費に含めてください。 また、予約受付・管理システムの構築費用は、改修整備業務の提案上限額の範囲内で、設計施工の費用に含めることを可とします。
18	受付・予約・混雑情報のシステム及び利用者向けWi-Fiについて、導入費は設計・施工の整備費に含めてよいか。月額利用料、通信費、更新費は指定管理料の積算に含まれているか。	利用者向けWi-Fiの導入費及び受付・予約等のシステムの構築費は、設計施工の費用に含めて差し支えありません。 月額利用料、通信費及び更新費は管理運営経費に計上してください。
19	旧保健福祉センターに残っている家具・医療機器・書類等の撤去は、市が行うか、事業者が行うか。引渡し時点の建物の状態を示されたい。	旧長田保健福祉センターに残置されていた家具、医療機器、書類等は、市が引渡しまでに撤去済です。
20	工事期間中、敷地内に工事ヤード・資材置場・工事車両の駐車場を確保できるか。併設の体育館の利用者用駐車場を、工事にどの程度使用できるか。	工事ヤード、資材置場及び工事車両の駐車場は、敷地内において、体育館の運営に支障のない範囲で確保することを可とします。具体的な位置、範囲及び期間は、施工計画の段階で市及び体育館の指定管理者と協議の上決定します。 体育館利用者用駐車場の使用は、体育館利用者の利便に支障のない範囲に限ります。
21	既存受変電設備の契約電力と最大需要電力の実績を示されたい。受変電設備の増設を予定していないとのことだが、屋内遊び場で使用できる電力の余裕はどの程度か。	長田複合施設の全体の契約電力量は61kWとなり、最大需要電力は52kWとなります。（令和８年９月時点） また、旧長田保健福祉センターの設備容量は、電灯30kW程度、電灯28kVA程度であり、同等程度の電気容量を想定し計画してください。
22	現在の排水は公共下水道に接続されているか、浄化槽で処理されているか（図面集には建設時の合併処理浄化槽の図がある）。	現在は、公共下水道に接続されています。
23	管理運営業務について、応募グループの構成企業ではない専門事業者に対して、受付業務、利用者対応、遊びの支援、プログラムの企画・実施等の業務を委託することは可能でしょうか。可能な場合、委託できる業務の範囲、委託に必要な承認手続き及び受託事業者に求められる資格要件についてご教示ください。	受付、利用者対応、遊びの支援等の主要業務は、指定管理者が直接実施することを原則とします。委託できる業務は、指定管理業務仕様書２（３）に掲げる業務、及び主要業務の一部で市が事前に承認したものに限られ、主要業務全般を委託することは原則として認められません（同仕様書２（２）、（３））。 専門事業者のノウハウを広く活用する場合は、当該事業者を構成企業とする共同事業体での参画を検討してください。 なお、再委託の承認手続については、指定管理者の指定後に市と協議することとします。

24	市の想定人員（平日常勤3名、土日は常勤3名及びパート1名）について、本施設が2階建てであることを踏まえ、以下の各場面における市の積算上の想定を示されたい。 ①受付に1名を配置した場合、各階の見守りは1名ずつとなる。職員が休憩を取得する時間帯は、いずれかの階に職員が不在となるが、この時間帯の見守り体制をどのように想定しているか。 ②事故発生時に、応急手当に1名、保護者対応及び救急要請に1名が従事した場合、他の利用者の見守りに従事する職員が不在となる。この場合の体制をどのように想定しているか。 ③1日4回の入替時には、退場及び入場の誘導、遊具等の清掃・消毒、受付が同時に発生する。入替に要する時間と、各業務への人員の割り当てをどのように想定しているか。	市の想定人員は、管理運営経費の目安額を算出するための標準的な積算条件であり、休憩時間帯、事故発生時、入替時等の個別の場面ごとの人員配置を積算上想定したものではありません。また、市の想定における当該条件は事業者の提案内容を制限するものではありません（募集要項第２章２）（４）②）。 各場面における見守り体制、人員の割当て、入替時の所要時間等は、２階建ての施設構成を踏まえ、事業者において提案してください。
25	指定管理業務仕様書（案）では、資格要件として甲種防火管理者1名の配置のみが定められている。一方、業務内容には、年齢及び発達段階に応じた多様な遊びの提供、インクルーシブな遊び環境の提供及び合理的配慮が必要な利用者への対応、事故発生時の応急手当、ヒヤリ・ハットの原因分析等が含まれている。 ①これらの業務を担う職員について、市が想定する資格・経験（保育士、児童厚生員、放課後児童支援員等）はあるか。 ②経費別積算額の常勤スタッフ・臨時スタッフの人件費は、それぞれ何名、どのような職種・経験の職員を、どの単価・年間勤務時間・開館日数で想定したものか。	①指定管理業務仕様書で必須とする資格は、甲種防火管理者のみです。その他の資格・経験については必須要件としませんが、仕様書５のとおり、業務内容を踏まえ必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置してください。具体的な配置は事業者の提案によります。 ②市が想定する積算条件は、募集要項第２章２）（４）②＜参考　市の想定する積算条件＞のとおりです。
26	管理運営経費の年間目安額30,418,000 円について、市が想定している積算根拠及び内訳をご提示いただくことは可能でしょうか。	管理運営経費の年間目安額の内訳は、指定管理業務仕様書６（２）の＜経費別積算額＞及び６（６）の光熱水費及び燃料費の積算額に示すとおりです。また、積算条件は、募集要項第２章２）（４）②＜参考　市の想定する積算条件＞のとおりです。 なお、指定管理業務仕様書６（２）の＜経費別積算額＞及び６（６）の光熱水費及び燃料費の積算額において、数値に誤りがありましたので、指定管理業務仕様書を訂正します。訂正後の仕様書をご確認ください。
27	経費別積算額に、指定管理者の一般管理費（本部経費）や利益相当額は含まれているか。含まれない場合、様式第10号の支出に計上してよいか。	市の積算には、管理費及び管理雑費として一般管理費相当額を見込んでいます。 市の積算上、利益相当額という費目はありませんが、目安額は、管理運営業務を適切に実施するための必要な経費の総額の金額です。 様式第10号において、本部経費等の一般管理費を計上することは可とします。計上する場合は、様式第11号にその算定の考え方を記載してください。
28	光熱水費及び燃料費の積算額5,473千円は、消費税及び地方消費税を含む額か、除く額か。	指定管理業務仕様書６（６）アの光熱水費及び燃料費の積算額及び消費税の取扱いの記載に誤りがあったため、訂正します。 正しくは「積算額2,432千円（消費税及び地方消費税を除く。）」です。
29	①光熱水費及び保守契約は、指定管理者が体育館分も一括で支払い、体育館の管理者から徴収するとされているが、負担割合の考え方と、メーターの分離の有無を示されたい。 ②光熱水費の積算額5,473千円は、屋内遊び場分のみか、複合施設全体か。 ③体育館の管理者からの入金が遅れた場合の扱いはどうなるか。	①光熱水費及び保守契約の負担割合は、指定管理業務仕様書７（５）ウのとおり、体育館の管理者と協議の上、協定を締結して定めてください。なお、屋内遊び場の供用開始までに、体育館部分の子メーターを設置する予定です。 ②光熱水費及び燃料費の積算額5,473千円は誤りであり、積算額2,432千円に訂正します。なお、当該積算額は屋内遊び場部分のみの額です。 ③体育館の管理者からの入金が遅れた場合は、事業者が体育館の管理者との間で必要な協議を行うこととなります。なお、市は各施設の適切な運営のための調整を行います。
30	施設費の積算額2,421千円に含まれる業務の内訳（清掃、機械警備、空調・電気・消防・自動扉の保守点検、遊具の専門点検、10万円未満の修繕、保険料等）を示されたい。	施設費の積算額2,421千円には、指定管理業務仕様書６（３）エに掲げる経費のうち光熱水費及び燃料費を除いたもの（清掃、機械警備、各種保守点検等の委託費、修繕費、保険料等）を見込んでいます。個別の業務ごとの内訳はお示ししません。
31	供用開始前の採用、研修、マニュアル作成、広報、予約システムの立ち上げにかかる費用は、指定管理料の対象になるか。また、設計・施工段階から運営担当者が参画する費用と、統括管理責任者の人件費は、どこに計上すればよいか。	供用開始前の採用、研修、マニュアル作成、広報、予約システムの立ち上げ等の開業準備に係る費用は、指定管理料の対象外とし、事業者の負担とします。ただし、予約受付・管理システムの構築費用は、設計施工の費用に含めることを可とします。 設計・施工段階から運営担当者が参画する費用は、改修整備業務の費用に含めてください。統括管理責任者の人件費は、設計・施工期間中は改修整備業務の費用に、指定管理期間中は管理運営経費（人件費）に計上してください。
32	年間利用者数32,000人は、保護者を含む延べ人数か、こどものみの人数か。目標に達しなかった場合、指定管理料の減額等はあるか。	年間利用者数32,000人は、こども及び保護者を含む延べ利用者数です。 目標に達しなかったことのみをもって、直ちに指定管理料を減額することはありません。ただし、業務が基準を満たしていないと市が判断した場合は是正勧告を行い、改善がみられないときは、支払の停止、減額又は指定の取消し等の措置を行うことがあります。
33	市の想定人員は、保護者の同伴を利用の条件とすることを前提としているか。小学生のみでの利用は認める想定か。	市の想定人員は、保護者の同伴を前提として積算しています。 小学生のみでの利用の可否及びその条件は、安全管理の観点を踏まえ事業者において提案してください。提案を踏まえ、市と協議の上、利用ルールとして定めます。

34	要求水準書19 ページに示されている利用料金の想定額について、事業者が異なる料金体系や金額を提案することは可能でしょうか。また、年齢区分、市内・市外居住者の区分、利用時間、回数券、年間パスポート、各種減免制度等について、事業者が独自に提案できる範囲をご教示ください。	市が想定する料金体系と異なる料金体系又は金額を提案することは可とします。 年齢区分、市内・市外居住者の区分、利用時間、回数券、年間パスポート等についても、近隣類似施設の利用料金を考慮し、市民が利用しやすく、かつ持続可能な管理運営に資するものとして提案することができます。 利用料金の上限額は、事業者の提案を参考に市と協議の上、条例で定めます。実際の利用料金は、その範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めます。なお、減免制度については、条例・規則で定めるため、提案内容を踏まえ市と協議の上決定します。
35	市の想定と異なる料金体系（土日祝の加算、未就学児の有料化等）を提案できるか。条例で定める上限額はいくらを想定しているか。	質問No.34のとおり
36	利用料金の減免（障害のある方、生活保護世帯、団体利用、市の事業等）は想定しているか。減免した分は指定管理料で補填されるか。	利用料金の減免制度は、条例・規則で定める予定であり、その内容は事業者の提案を踏まえ、市と協議の上決定します。 事業者の提案に基づく減免による減収分は、指定管理料による補填の対象とはしませんので、収支計画に見込んでください。なお、市の施策により新たに減免を設ける場合の取扱いは、市と協議の上決定します。
37	①自主事業で施設を使用する場合、使用料（行政財産の目的外使用料等）は発生するか。 ②飲食・物販の自主事業は認められるか。 ③外部講師や連携事業者による実施は、主要業務の委託（市の承認が必要）に当たるか。	①市の承認を受け、本施設の設置目的の範囲内で実施する自主事業について、使用料は徴収しません。ただし、施設の一部を専用的・継続的に使用する場合等で目的外使用許可が必要となるときは、別途使用料が発生します。 ②飲食・物販の自主事業は、市の承認を受けた上で可とします（要求水準書第４章５）。実施に当たっては、食品衛生法その他関係法令を遵守してください。なお、自動販売機の設置は原則として市が貸付により行います。 ③自主事業において外部講師を招へいし、又は連携事業者と共催により実施することは、主要業務の委託には該当しません。ただし、事業の企画及び運営の責任は指定管理者が負ってください。
38	屋内遊び場で実施するイベントや親子向けプログラムにおいて、隣接する長田体育館を借用し、両施設を一体的に活用することは可能でしょうか。可能な場合、体育館の利用申請方法、利用料金、利用可能な範囲及び体育館の指定管理者との調整方法についてご教示ください。	隣接する長田体育館の利用に当たっては、体育館の利用手続及び利用料金によるものとし、利用可能な範囲、利用方法等については、体育館の指定管理者と協議してください。調整方法についても、市及び体育館の指定管理者との協議により決定します。
39	自主事業のために、開館時間外や休館日に施設を使用することは認められるか。その際の光熱水費の扱いはどうなるか。	自主事業のために開館時間外又は休館日に施設を使用することは、施設の管理運営に支障のない範囲で、市の承認を受けた上で可とします。 この場合の光熱水費の取扱いについては、自主事業の実施頻度等に応じて市と協議することとします。
40	感染症、災害、体育館側の工事等により臨時休館した場合、利用料金の減収分や固定費は補填されるか。	感染症、災害等の不可抗力による臨時休館に伴う利用料金の減収及び固定費の取扱いは、リスク分担表のとおり市と指定管理者の協議事項とします。 体育館側の工事等、市の事由による臨時休館の場合は、指定管理業務仕様書６（７）に基づき、市と協議の上、必要に応じて協定を変更します。
41	運営時間の変更は可能でしょうか。（10-18時、またはイベント開催時）	可とします。開館時間及び休館日は、事業者の提案内容を踏まえ、市と協議の上決定し、条例・規則に規定します。10時から18時までとする提案や、イベント開催時の開館時間の延長等の提案も可とします。
42	①長田体育館の年間利用者数と、大会・貸切の年間日数を示されたい。 ②屋内遊び場の専用区画を設けることはできるか。 ③検討中とされている駐車場増設の台数と時期を示されたい。	①令和７年度における年間利用者数は94,772人です。大会、貸切については競技などによって規模や使用場所も異なるものであり、市として日数は把握しておりません。 ②体育館管理者及び市との協議によります。 ③増設台数は18台を予定しており、令和９年度中に整備予定です。
43	指定管理業務仕様書（案）　別紙１　施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 ３（１）植栽管理業務 現在管理されている植栽はありますか。また、新たに作る必要はありますか。 新たに作る必要がある場合、施設内外の指定はありますか。	本施設の敷地内には、現在管理している植栽があり、その維持管理は指定管理業務に含みます。新たな植栽の整備は求めませんが、提案を妨げるものではありません。
44	建築・設備の定期報告は事業者負担でしょうか。	建築基準法第12条に基づく定期点検報告は市の負担で実施する予定ですが、それ以外は事業者負担となります。
45	①遊具の消耗部品の交換や更新は、1件10万円を基準とする修繕の区分に従うか。 ②1件10万円未満の修繕について、年間の想定額はいくらか。 ③指定期間終了時の原状回復の範囲に、提案に基づき設置した遊具・備品は含まれるか。	①遊具の消耗部品の交換及び更新は、１件当たり10万円を基準とする修繕の区分（募集要項別添１リスク分担表）に従います。 ②１件当たり10万円未満の修繕に係る年間の想定額は、施設費の積算額に含まれており、個別にはお示ししません。 ③改修整備業務により整備した遊具及び施設備品は市の所有となり、指定管理者に指定管理期間に無償貸与となるものです。指定管理期間が終了したときは、原状回復し市へ返却することとなります。指定管理者の負担により設置した事務用備品等は、市が認める場合を除き、指定期間終了時に撤去してください。

46	募集要項　第４章　事業者選定に関する事項 （３）選定基準　①事業方針について　実施体制 本業務を確実かつ安定的に遂行するに足りる同種又は類似業務の実績について、過去何年以内が対象となるか等の条件はありますか。	同種又は類似業務の実績について、期間（過去何年以内等）の条件は設けていません。
47	想定人員を上回る配置や有資格者の配置を提案し、管理運営経費が目安額や経費別積算額を上回る場合について示されたい。 ①失格又は減点の対象になるか。 ②指定管理料の協議において考慮されるか。 ③費用対効果の評価において不利に扱われるか。	①管理運営経費が目安額又は経費別積算額を上回ることのみをもって、失格とはなりません（失格となるのは、改修整備業務の提案価格が提案上限額を超えた場合です。）。 ②指定管理料は、事業者の提案内容（人員配置を含む。）に応じて、市と事業者で協議の上、予算の議決により決定します。 ③提案は、募集要項第４章４）（３）の選定基準に基づき、審査委員会が総合的に評価します。費用対効果の評価点は、同選定基準に示す算出方法により算出します。
48	設立後の年数等により直近3年分の財務諸表がそろわない場合、どのように取り扱われるか。	設立後の年数等により直近３か年分の財務諸表がそろわない場合は、設立以降の全ての決算期分を提出してください。決算期を迎えていない場合は、直近の月次試算表等、財務状況が確認できる資料を提出してください。
49	様式集の様式第3号（構成企業一覧表）の注記では、代表企業及び全ての構成企業について「直近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、法人市県民税の納税証明書」を添付することとされている。納税証明書について、以下を示されたい。 ①国税の納税証明書は、「その１」（納付すべき税額、納付済額、未納税額の証明）を求める趣旨か。「その３の３」（未納税額がないことの証明）で足りるか。 ②「法人市県民税」は、県民税について、納税額の証明と未納がないことの証明のどちらを求めるか。	ご提出いただく納税証明書は、法人税、消費税及び地方消費税いずれも「その１」を、また法人事業税については「納付すべき税額・納付済額・未納税額に関する証明」をお願いいたします。
50	様式集 提出書類一覧 様式第8号「提案書（事業方針）」、「提案書（施設設備計画）」について、記載内容が重複する箇所が予想されます。提案内容の重複を避ける観点から、事業方針に関する内容を様式第8号「事業提案書」合計枚数(28枚以内)に集約して提出することは可能でしょうか。	可とします。様式第８号のうち「提案書（事業方針）」「提案書（実施体制）」「提案書（施設整備計画）」「提案書（管理運営）」の合計枚数（片面28枚以内）の範囲内であれば、各提案書の枚数配分は問いません。 ただし、審査の便宜のため、各評価項目に対応する記載箇所が分かるよう、見出し等で明示してください。
51	募集要項　p15、様式集 提案書（実施体制） 実施体制選考基準において、「…類似業務の実績を有しているか。」という項目に対して具体的な実績を記載したいが可能か。「様式８号 記載に当たっての留意事項」において、企業名等を「特定できる情報を記載しないこと」とありますがいかがでしょうか。	具体的な実績を記載することは可とします。ただし、様式第８号の留意事項のとおり、応募者を特定できる情報は記載できないため、具体的な施設名、自治体名、企業名等は伏せ、都道府県名及び施設分類（例：「〇〇県　公設屋内遊び場」）により記載してください。 なお、実績を記載する際は、実施主体、整備手法（DB方式、PFI方式等）及び管理手法（指定管理、業務委託等）を盛り込んでください。